

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県軌道維持特別対策事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 19 条 （略） 附 則 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 21 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>8</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 2 号及び第 3 号、第 11 条、第 12 条第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項並びに第 15 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 第 6 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 24 日から施行する。</u>	高知県軌道維持特別対策事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 19 条 （略） 附 則 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、同年 3 月 21 日から施行する。 2 この要綱は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 10 条第 2 号及び第 3 号、第 11 条、第 12 条第 3 項、第 13 条第 3 項及び第 4 項並びに第 15 条から第 17 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。 3 第 6 条第 1 項の規定による申請は、この要綱の施行前においても行うことができる。